平成 29 年（2017 年）4 月 17 日発表

宍粟市報道発表（4月定例記者懇談会）

発表項目	**宍粟での暮らしを応援します ～住宅取得支援など新支援制度の紹介～**		
概　要	市外から転入される方だけでなく、市内で転居される方、空き家バンクなどを利用して空き家を利用する人などを対象に、住宅取得費や改修費用などの支援を行い、市への定住の促進を図ります。 ※補助金は３か年の事業で、各年度、予算の範囲内での支援となります。 **森林（もり）の家づくり応援事業** 住宅取得支援 対 象 者：転入または転居（所有者が変更となる建替えも含む）し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を取得しようとする 40 歳以下の人、又は中学生以下の子どもを有する世帯。 補 助 率：1/10 補助金額：転入者の場合・・上限 50 万円（中古住宅の場合 25 万円） 転居者の場合・・上限 30 万円（中古住宅の場合 15 万円） 市内事業者活用支援 対 象 者：市内事業者の施工により市内に新築しようとする人 補助金額：上限 50 万円 地域材活用支援 対 象 者：市内に住宅の木材使用量の 50%以上に宍粟材を使用する住宅を新築しようとする人 補助金額：上限 20 万円 空き家改修支援 対 象 者：市内で空き家の売買又は賃貸する契約をし、居宅、店舗などのために空き家を改修する人 補 助 率：1/3 補助金額：空き家バンク登録物件　上限 50 万円 その他の物件　上限 25 万円 **空き家バンク登録支援事業** 対 象 者：空き家の所有者又は管理者で、空き家バンクに空き家を登録しようとする人 対象経費：空き家の家財道具等の除去に要する費用 補助金額：上限 5 万円		
参　考	支援制度チラシ		
担当者からのお願い			
担当課（問合わせ先）	所属　地域創生課	担当　朱山	TEL　0790-63-3066

兵庫県宍粟市

宍粟（しそう）に住んでみませんか？
宍粟（しそう）での暮らしを応援します

森林創生
宍粟
森と共に生きるまち
しそう

宍粟市森林（もり）の家づくり応援事業補助金

住宅取得や空き家改修を行うと補助金が受けられます。

※補助金は平成31年度までの事業で、各年度予算の範囲内での支援となります。

住宅取得支援

◎40歳以下の個人又は、夫婦のいずれかが40歳以下の世帯で宍粟市に転入・転居される人。ただし、中学生以下の子どもを有する世帯は、年齢要件はありません。
建替えされる場合も所有者が変更となる場合は、対象となります。

新築・中古・戸建・マンションも
住宅取得補助金 最大50万円
※転入の場合、最大50万円（中古住宅の場合25万円）
転居の場合、最大30万円（中古住宅の場合15万円）

＋

市内事業者での建築施工 最大50万円

宍粟材の活用 最大20万円

◎市内に在住の方で、住宅を新築される人（建替えの場合）

市内事業者での建築施工 最大50万円

＋

宍粟材の活用 最大20万円

空き家改修支援

◎市内で空き家の売買又は賃貸借契約をし、居宅、店舗の改修を行う人

改修費用の1/3を助成 最大50万円

※空き家バンク制度の利用または、宅地建物取引業者の仲介が条件となります。
※空き家バンク登録物件の場合は、最大50万円、その他の物件は、最大25万円が上限となります。

※補助金の対象者や補助額、申請方法等については、必ず市のホームページでご確認いただくか、お問合せください。　→裏面もご覧ください。

宍粟市ホームページ　http://www.city.shiso.lg.jp

宍粟市 森林の家づくり 補助金　検索

お問合せ：宍粟市役所 地域創生課 定住推進室　　電話　０７９０－６３－３０６６

宍粟市森林（もり）の家づくり応援事業補助金

住宅取得支援

対象者

転入または転居等し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を取得しようとする40歳以下の人、または中学生以下の子どもを有する世帯。

※建替えされる場合も所有者が変更となり、上記条件に合致する場合は対象となります。

補助対象経費

50㎡以上の住宅の取得に要する費用　　※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助率

補助対象経費の実支出額の1/10

転入者の場合・・上限50万円（中古住宅の場合25万円）

転居者の場合・・上限30万円（中古住宅の場合15万円）

市内事業者の活用支援

対象者

市内事業者の施工により市内に住宅を新築しようとする人

補助対象経費

住宅の新築に要する費用　　※手続き、検査、備品等に要する費用を除きます。

補助上限額

50万円

地域材の活用支援

対象者

市内に住宅の木材使用量の50％以上に宍粟材を使用する住宅を新築しようとする人

補助上限額

20万円

空き家改修支援補助事業

対象者

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、居宅、店舗その他市長が認める目的のために空き家を改修する方

補助率・補助上限額

空き家バンク登録物件の場合　　改修費用の3分の1以内（上限50万円）

その他の物件の場合　　改修費用の3分の1以内（上限25万円）

※市内に事業所を有する事業者が施工するものに限ります。

※当該空き家を目的のために５年以上活用する場合に限ります。

※売買または、賃貸契約後１年以内の改修で、契約１件につき、１回限りとなります。

空き家バンク登録支援補助事業

対象者

空き家の所有者または管理者で、空き家バンクに空き家を登録しようとする人

補助対象経費

空き家バンクの登録のために必要な家財道具の除去に要する経費

補助上限額

５万円　※補助対象となる空き家１件につき、１回限りとなります。